

「親子会社法制に関する問題点」(平成一〇年九月一日)とそれに対する意見(本誌二二卷一号二二四頁以下所収)

「商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案(会社分割)」(平成一一年七月七日)とそれに対する意見(本誌二三卷一号二〇一頁以下所収)

「商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案」(平成一三年四月一八日)とそれに対する意見(本誌二四卷一号一一八頁以下所収)
(大賀祥充)

〔資料I〕

「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」

第一編 株券不発行制度

第一 商法の改正関係

一 株券の不発行の定め等

(1) 株券等の不発行の定め

(甲案)

会社は、定款で、株券及び新株予約権証券(以下「株券

等」という。)を発行しない旨の定めをすることができるものとする。

(乙案)

a 会社は、定款で、株券等を発行しない旨の定めをすることができるものとする。

b この試案に基づく改正法の施行後五年以内の政令で定める日(以下、この項において「基準日」という。)において株券等の保管及び振替に関する法律(以下「振振法」という。)第二条第二項に規定する保管振替機関において取り扱われている株券等を発行している会社(以下「公開会社」という。)は、その日において、株券を発行しない旨の定款の変更の決議をしたものとみなすものとする。

(注) 乙案を採る場合には、公開会社は、基準日において一斉に第二の振替制度に移行することになるが、その場合には次のような経過措置を設けるものとする。

(i) 保振法の実質株主及び略式質権者について

保振法の預託株券の株式については原則として第二の三の新規記載手続を行わず、第二の振替制度の振替機関又は口座管理機関が、保振法の保管振替機関又は参加者として作成した参加者口座簿又は顧客口座簿の内容を、振替口座簿に転記しなければならないものと

する。この場合において、参加者が顧客口座簿に自己名義の質権口座を開設している場合には、振替機関に当該質権口座の内容を通知し、振替機関は当該参加者兼口座管理機関の口座の質権欄にその内容を転記するものとする。

(ii) 保振法の保管振替機関に預託されていない株券に係る株主及び質権者について

公開会社は、基準日において株券を発行しない旨の定款の変更の決議をしたものとみなされる旨、保管振替機関に預託されていない株券については特別口座管理機関の口座に記載される旨等を基準日の一か月以上前に公告し、かつ、株主（保管振替機関を除く。）及び株主名簿の記載のある質権者に各別に通知しなければならぬものとする。

(注1) 新株引受権証書・新株予約権付社債の不発行制度については、第三の(2)参照。

(注2) 株券不発行制度について、次のような考え方を採るかどうかについても、なお検討する。

(i) すべての会社について、株券不発行を原則とし、定款に株券を発行する旨の定めをした場合に限り、株券を発行することができるものとする。

(ii) この試案に基づく改正法の施行日において、株券を

発行している会社については、株券を発行する旨の定款の変更の決議をしたものとみなすものとする。

(iii) 公開会社は、施行後五年以内の政令で定める日において、当該定款の定めを廃止する旨の定款の変更の決議をしたものとみなすものとする。

(2) 株券の回収の要否等

(I案)

a 株券を発行しない旨の定めをするために定款の変更の決議をした場合においては、会社は、株券を発行しない旨の定款の定めをした旨並びに一定の日までに株券を会社に提出すべき旨及びその一定の日において株券は無効となる旨をその一定の日の一か月以上前に公告し、かつ、株主及び株主名簿に記載（記録を含む。以下同じ。）のある質権者（以下「登録質権者」という。）に各別に通知しなければならないものとする。

b 株券を発行しない旨の定款の定めの設定は、aの一定の日において効力を生ずるものとする。

c 第二百十六条の規定は、aの場合に準用するものとする。この場合において、同条第一項中「新株券ヲ交付スルコト」とあるのは、「其ノ旧株券ヲ提出スルコト能ハザル者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載スルコト」と読み替えるものとする。

「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」とそれに対する意見

d 株主は、株券の提出後又はcで準用する第二百十六
条第一項の期間経過後でなければ、二の(3)の名義書換
の請求をすることができないものとする。

e 保振法の保管振替機関が預託を受けた株券について
は、会社に株券を提出することを要しないものとする。
この場合においては、dは適用しないものとする。

f 株券を発行しない旨の定款の定めが効力を生じた後
は、保振法第二十八条第一項の規定は、適用しないも
のとする。

g 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律
第一条の二第二項の小会社であつて公開会社でないも
のは、aの公告をすることを要しないものとする。

(Ⅱ案)

a 株券を発行しない旨の定めをするために定款の変更
の決議をした場合においては、会社は株券を発行しな
い旨の定款の定めをした旨及び一定の日において株券
は無効となる旨をその一定の日の二週間以上前に公告
し、かつ、株主及び登録質権者に各別に通知しなけれ
ばならないものとする。

b Ⅰ案のb、f及びgに同じ。

(注) Ⅰ案・Ⅱ案のいずれの案を採るとしても、乙案を採
る場合には、基準日における公開会社の株券不発行制度

への一斉移行については株券回収を行わないものとし、
乙案の(注)記載の手續を執るものとする。

(3) 既発行の新株予約権証券の取扱い

新株予約権証券を発行しない旨の定款の定め効力は、
既発行の新株予約権証券には及ばないものとする。

二 株式等の譲渡方法及び名義書換

(1) 株券を発行しない旨の定款の定めをした会社(以下「株
券不発行会社」という。)の株式を譲渡する場合には、株
券を交付することを要しないものとする。

(2) 株券不発行会社(第二の一(1)の振替制度利用会社を除く。
以下二において同じ。)の株式の移転は、取得者の氏名及
び住所を株主名簿に記載しなければ、会社のほか、その
他の第三者にも対抗することができないものとする。

(3) 株券不発行会社の株式についての株主名簿の名義書換は、
次のいずれかの場合でなければ、することができないも
のとする。

ア 株主名簿に株主として記載された者(以下「名義株主」
という。)と取得者が共同して請求したとき。

イ 取得者が、名義株主からの当該株式の取得を証する判
決、判決と同一の効力を有するもの又は公正証書を添付
して請求したとき。

ウ 当該株式の取得原因が相続である場合において、取得者が、相続を証する市町村長若しくは区長の書面又はこれを証するに足るべき書面を添付して請求したとき。

エ 当該株式の取得原因が合併である場合において、取得者が、当該事実を証する登記簿の謄本又は抄本を添付して請求したとき。

オ 第二百四条ノ三第一項の規定による請求をした者が、第二百四条ノ二第一項の株主に代金を支払った事実を証する書面を添付して請求したとき。

カ 会社が株式交換又は株式移転により完全子会社となったとき。

キ 会社が株式交換により完全親会社になった場合、会社分割により営業を承継した場合又は合併後存続する会社になった場合において、当該株式交換、会社分割又は合併により、当該会社の株主となった者に、新株の発行に代えて、自己の株式を移転したとき。

(注) 有限会社にも、(3)と同様の規定を設けるものとする。
(4) 株券不発行会社の株主は、会社に対し、当該株主についての株主名簿に記載された事項を証明した書面の交付を請求することができるものとする。

(5) (1)、(2)、(3)のAからEまで及び(4)は、新株予約権及び新株予約権原簿について準用するものとする。

「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」とそれに対する意見

(6) 第二百八十条ノ三十一第二項第二号を「二 新株予約権証券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキ」に改めるものとする。

(7) 第二百八十条ノ二十第二項第九号、同条第三項中「第九号」、第二百八十条ノ三十一第一項中「第二百八十条ノ二十第二項第九号ニ掲グル事項ノ定アルトキハ其ノ定ニ従ヒ、其ノ定ナキトキハ」及び第二百八十条ノ三十一第四項を削除するものとする。

三 株券等の不発行の定めに伴う所要の手当等

(1) 株主名簿の閉鎖期間の廃止

第二百二十四条ノ三第一項中「一定期間株主名簿ノ記載又ハ記録ノ変更ヲ為サズ又ハ」を削除するものとする。

(2) 各種公告制度の適用除外等

ア 株券提供のための公告及び通知

a 株券不発行会社は、株式併合の際の株券提供のための公告及び通知(第二百五条第一項)をすることを要しないものとする。

b 株券不発行会社は、株式の併合をしようとするときは、その旨及び会社の定める一定の日においてその効力が生ずる旨をその日の二週間以上前に公告しなければならぬものとする。

c 株券不発行会社は、新株引受権及び新株予約権で未行使のものがないときは、名義株主及び登録質権者への通知をもって、bの公告に代えることができるものとする。

d 強制消却の際の公告(第二百十三條第二項)、強制轉換条項付株式の轉換の際の公告(第二百二十二條ノ九第二項)、新株発行無効・株式交換無効の判決が確定した際の公告(第二十八ノ十七第二項、第三百六十三條第五項)、株式讓渡制限をする旨の定款変更等の際の公告(第三百五十條第一項、第三百六十二條第二項、第三百七十四條ノ三十一第二項、第四百十六條第四項)、完全子会社となる場合の公告(第三百五十九條第一項、第三百六十八條第一項)及び合併の際の株券の回収公告(第四百十三條ノ四第一項)についても、aからcまでと同様の規定を整備するものとする。

イ 株式に関する株券提供公告以外の公告

a 株券不発行会社は、新株引受権及び新株予約権で未行使のものがないときは、名義株主及び登録質権者への通知をもって株式分割の際の公告(第二百十九條第一項)に代えることができるものとする。

b 一単元の株式の数の減少等の公告(第二百二十一條第六項)、基準日の公告(第二百二十四條ノ三第四項)、

新株引受権を有する株式に対する新株の割当の際の公告(第二百八十条ノ四第三項)及び会社分割の株券提出不要時の公告(第三百七十四條ノ七第一項、第三百七十四條ノ三十一第三項)についても、aと同様の規定を整備するものとする。

(3) その他
その他株券等の不発行制度の導入に伴い、所要の規定を整備するものとする。

第二 株式の振替制度関係

一 権利の帰属等

(1) 権利の帰属
株券不発行会社のうち振替制度を利用する会社(以下「振替制度利用会社」という。)の株式(以下「振替株式」という。)の帰属は、振替口座簿の記載により定まるものとする。

(2) 振替株式の讓渡
振替株式の讓渡は、讓渡人の振替の申請により、讓受人がその口座に当該讓渡に係る数の増加の記載を受けなければ、その効力を生じないものとする。

二 振替口座簿の記載事項

振替機関又は口座管理機関（以下「振替機関等」という。）が作成する振替口座簿中の各口座には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1) 振替機関等が口座を開設した者（以下「加入者」という。）の氏名又は名称及び住所

(2) 振替制度利用会社の商号及び振替株式の種類（以下「銘柄」という。）

(3) 銘柄ごとの数（(4)に掲げるものを除く。）

(4) 加入者が振替株式の質権者又は振替株式を担保の目的で譲り受けた者（以下「譲渡担保権者」という。）であるときは、その旨並びに当該振替株式の株主又は譲渡人（以下「担保設定者」という。）及び銘柄ごとの数

(5) 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに(3)及び(4)の数のうち信託財産であるものの数

(6) (3)から(5)までの数の増加又は減少の記載がされた場合において、増加又は減少の別、その数及び当該記載がされた日

(7) その他政令で定める事項

(注1) 振替機関等が下位口座管理機関の口座を開設した場合には、当該下位口座管理機関の口座については、当該下位口座管理機関自身が保有する株式を記載する自己

「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」とそれに対する意見

口座と、当該下位口座管理機関の加入者が保有する株式の合計数を記載する顧客口座に区分するものとする。

(注2) 振替機関は、消却義務を履行するために、振替機関自身が保有する株式を記載する機関口座を開設するものとする。

三 新規記載手続等

(1) 会社が設立の時から株券不発行会社となる場合には、当該会社の株式について振替制度を利用することは、発起人全員の同意により定めるものとする。この場合においては、発起人は商法第六十九条の書面に、株式申込人は株式申込証の用紙に、株式の振替を行うための口座を記載しなければならぬものとする。

(注) 振替制度利用会社が新株発行をする場合にも、株式申込人は、株式申込証の用紙（商法第二百八十条ノ六）に株式の振替を行うための口座を記載しなければならぬものとする。

(2) 株券不発行会社が、設立の後に、振替制度を利用することを定めたときは、株式の譲渡に振替制度を利用する旨及び一定の日までに株式の振替を行うための口座（名義株主が信託の受託者であるときは、当該口座及び(5)の事項）を会社に通知すべき旨を、その一定の日の一か月以上前に、

名義株主及び登録質権者に各別に通知しなければならないものとする。

- (3) 発起人又は株券不発行会社が振替制度を利用することを定めたときは、株券不発行会社は、設立後又は(2)の一定の日後、遅滞なく、振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならないものとする。

ア 振替株式の銘柄

イ 当該振替株式を有する株主又は当該振替株式についての質権者である加入者の氏名又は名称

ウ イの加入者の口座

エ 加入者ごとの(3)から(5)までの事項

オ 振替制度の利用を開始する日

カ 当該振替株式の発行数

- (4) 振替制度利用会社は、(3)の通知をする日までに、振替制度利用会社に対して口座を通知しなかった株主又は登録質権者のための口座を開設する口座管理機関（以下「特別口座管理機関」という。）を定めて、当該株主又は登録質権者のために、口座の開設の申出をしなければならないものとする。

- (5) (4)の株主又は登録質権者については、これらの者を(3)のイの加入者とし、(4)の口座を(3)のウの口座とするものとする。

- (6) (3)の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに当該通知に係る振替株式の銘柄について、通知事項を振替口座簿に記載し、かつ、直近下位機関にその通知事項を通知しなければならないものとする。

- (7) (6)は、(6)により通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用するものとする。

- (8) 特別口座管理機関に開設された口座に記載された振替株式については、当該口座についての加入者及びその相続人その他の包括承継人以外の口座への振替の申請をすることができないものとする。

- (9) 振替制度利用会社は、振替制度の利用を止めることができないうものとする。

四 加入者の権利推定

加入者は、その口座に記載された振替株式についての権利を適法に有するものと推定するものとする。

五 善意取得

振替の申請によりその口座において特定の銘柄の振替株式についての増加の記載を受けた加入者は、当該銘柄の振替株式についての当該増加の記載に係る権利を取得するものとする。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、

この限りでないものとする。

六 振替機関等の消却義務

五による振替株式の善意取得によりすべての株主の有する振替株式の総数が当該銘柄の振替株式の発行数を超えることとなる場合において、(1)の数が(2)のA又はイの数を超えるときは、振替機関等は、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替株式を取得した上、振替制度利用会社に対し、当該振替株式を消却する旨の意思表示をしなければならぬものとする。

(1) 当該振替機関等の備える振替口座簿におけるその加入者の口座に記載された当該銘柄の振替株式の合計数

(2) ア 当該振替機関等が振替機関である場合 当該銘柄の振替株式の発行数

イ 当該振替機関等が口座管理機関である場合 当該口座管理機関の口座が開設されている振替機関等（以下「直近上位機関」という。）の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載された当該銘柄の振替株式の数

(注1) 社債等の振替に関する法律（以下「社振法」という。）第七十八条第二項に相当する規定をも設けるものとする。

「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」とそれに対する意見

(注2) 振替機関等の消却義務について六の考え方を採る前提として、現在の社振法と同様に、加入者保護信託を整備する必要がある。

七 振替機関等の消却義務の不履行の場合における取扱い

(1) 消却義務を負う振替機関等が当該義務の全部を履行するまでの間は、当該振替機関等又はその下位機関の加入者は、当該加入者の口座に記載された当該銘柄の振替株式のうちAの数がイの数に占める割合を六の超過数（消却義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数に関する部分については、振替制度利用会社に対して対抗することができないものとする。

ア 当該加入者の有する当該銘柄の振替株式の数

イ 当該振替機関等又はその下位機関の加入者の有する当該銘柄の振替株式の総数

(注) 当該振替機関等の下位機関も消却義務を負うときは、A及びイの数に所要の調整を行うものとする。

(2) 消却義務を負う振替機関等は、自己又はその下位機関の加入者に対して、当該義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務を負うものとする。

八 消却義務の不履行の場合における株主の議決権等

- (1) 加入者が振替制度利用会社に対抗することができる株式数について、七により一株に満たない端数が生じたとき又は一単元の株式の数に満たない株式が生じたときは、商法第二百四十一条第一項の規定にかかわらず、当該端数又は当該株式については、当該端数又は当該株式の数を一単元の株式数で除した数（その数に百分の一に満たない数があるときは、これを切り捨てた数）の議決権を有するものとする。

- (2) 九の(1)のAの通知の後二週間以内に振替機関等が、消却義務を履行した場合には、六の超過数は、初めから生じなかつたものとみなすものとする。この場合においては、消却義務を履行した振替機関等は、その旨を速やかに発行者に対して通知しなければならないものとする。

- (3) 振替機関等が消却義務を履行した場合には、単独株主権・少数株主権の継続保有要件については、六の超過数は、初めから生じなかつたものとみなすものとする。

(注) 消却義務を負う振替機関等が振替株式を市場から取得することが困難な場合等に、振替制度利用会社が当該振替機関等に対して簡易な手続で自己株式を譲渡することについて、なお検討する。

九 一斉株式通知

- (1) 振替機関は、次のAからEまでのいずれかに該当するときは、振替制度利用会社に対し、当該AからEまでに定める日における当該振替制度利用会社の株主（譲渡担保権者を除き、担保設定者を含む。）並びに質権者について、氏名又は名称、住所、当該株主若しくは質権者の口座を開設した振替機関等の名称並びに二の(2)から(4)までの事項（(4)の事項については、加入者が担保の目的で譲り受けた旨を除く。以下「通知事項」という。）又は通知事項の変更を速やかに通知しなければならないものとする。ただし、質権者が、あらかじめ、その直近上位機関に対する申出により、振替機関に対して、質権者の氏名又は名称及び住所を通知しないことを求めていた場合には、当該事項については、この限りでないものとする。

A 振替制度利用会社が商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により基準日を定めたとき。その基準日

I 株式併合、株式分割、株式交換又は株式移転が行われたとき。その効力が生じる日。

ウ 会社が、合併、会社分割又は新株引受権を有する株主に対する新株の割当をする場合において、株式の割当を受ける権利を有する株主を確定するための基準日を定めたとき。その基準日

エ 営業年度を一年とする振替制度利用会社について、営業年度ごとに、当該営業年度の開始の日から起算して六か月を経過したとき（当該振替制度利用会社が商法第二百九十三条ノ五第一項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあつては、営業年度ごとに、その日が到来したとき（アに該当するときを除く。）当該営業年度の開始の日から起算して六か月を経過した日（当該振替制度利用会社が同項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあつては、営業年度ごとのその日）

(2) 振替機関等が消却義務を履行していない場合には、振替機関は、消却義務を履行していない振替機関等又はその下位機関の加入者の口座については、(1)の通知のほか、七により振替制度利用会社に対抗することができないものとした部分（消却義務を負う振替機関等が当該銘柄の振替株式を有するときは、当該振替株式について消却義務を履行したものとみなした上で七により振替制度利用会社に対抗することができないものとされた部分）の数をも通知しなければならぬものとする。

(3) (2)の場合には、振替機関は、消却義務を負う振替機関等の機関口座又は自己口座に記載された振替株式については、六の超過数を控除して、(1)の通知をしなければならないも

「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」とそれに対する意見

のとする。

(4) 口座管理機関は、その直近上位機関から、当該口座管理機関の顧客口座に記録された株式につき、(1)の通知又は当該直近上位機関の報告のために必要な事項の報告を求められたときは、速やかに、自己又は下位機関の加入者について、当該事項を報告しなければならないものとする。

(5) (2)及び(3)は、(4)の口座管理機関の報告について準用するものとする。

(6) 振替制度利用会社は、正当な理由がある場合には、振替機関に対して、費用を支払って、(1)の通知をすることを請求することができるものとする。

十 株主名簿

振替制度利用会社は、九の(1)の通知を受けたときは、株主名簿に、当該通知に従って、商法第二百二十三条第一項各号に掲げる事項及び質権者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならないものとする。

十一 単独株主権・少数株主権の行使方法等

(A案 振替口座簿基準案)

(一) 加入者の申出による個別株主通知

ア 株主（譲渡担保権者を除き、担保設定者を含む。）は、

その直近上位機関に対する申出により、振替機関に対して、当該直近上位機関が備える振替口座簿の当該株主の口座に記載されている事項のうち(1)から(3)まで及び(6)の事項(株主が担保設定者である場合には、譲渡担保権者の口座に記載されている事項のうち(2)の(2)、(4)(担保設定者及び銘柄ごとの数に限る。)及び(6)の事項)(以下「個別株主通知事項」という。)を振替制度利用会社に通知することを請求することができるものとする。この場合においては、九の(2)から(5)までを準用するものとする。

イ 振替制度利用会社は、アの直近上位機関に対する申出により、振替機関に対して、アの通知に係る振替株式が振り替えられた旨及び当該振替後の個別株主通知事項を振替制度利用会社に通知することを請求することができるものとする。この場合においては、九の(2)から(5)までを準用するものとする。

ウ アの通知がされた場合には、当該通知に記載された振替株式(アの通知後に、イの通知又は一斉株主通知がされた場合には、直近の通知に記載された振替株式)については、株主は、商法第二百六条第一項の規定にかかわらず、単独株主権・少数株主権を行使することができるものとする。

エ 株主は、株主名簿に氏名及び住所の記載がある場合であっても、アの通知がされた後でなければ、単独株主権・少数株主権を行使することができないものとする。

(二) 単独株主権・少数株主権の継続保有期間
単独株主権・少数株主権の継続保有期間は、(一)のAの通知に記載された当該株主の口座に当該振替株式について増加の記載がされた日(二の(6)参照)から起算するものとする。

(三) 振替制度利用会社の振替口座簿閲覧権等

振替制度利用会社は、振替機関等に対して、費用を支払って、当該振替機関等の備える振替口座簿の記載のうち、当該振替制度利用会社が発行した振替株式に関して記載されている事項の閲覧又はその事項を証明した書面の交付を請求することができるものとする。ただし、質権者又は譲渡担保権者が、あらかじめ、当該振替機関等に対して、当該質権者又は譲渡担保権者の氏名又は名称及び住所の閲覧をさせないこと又はその事項を証明した書面の交付をしないことを求めていた場合には、当該事項については、この限りでないものとする。

(B案 株主名簿基準案)

(一) 加入者の申出による個別株主通知
ア A案の(一)のAに同じ。

イ アの通知がされた場合には、当該通知に記載された振替株式（アの通知後に一斉株主通知がされた場合には、直近の通知に記載された振替株式）については、株主は、商法第二百六条第一項の規定にかかわらず、

単独株主権・少数株主権を行使することができるものとする。

(二) 単独株主権・少数株主権の継続保有期間

単独株主権・少数株主権の継続保有期間は、(一)のアの通知が到達した日又は当該株主が株主名簿に記載された日のいずれか早い日から起算するものとする。

(三) 振替制度利用会社の振替口座簿閲覧権等

振替制度利用会社は振替口座簿の閲覧及び振替口座簿の記載事項を証明した書面の交付を請求することができるものとする。

その他

その他株式の振替制度の創設について、所要の規定を整備するものとする。

その他

その他株式の振替制度の創設について、所要の規定を整備するものとする。

第三 新株引受権、新株予約権及び新株予約権付社債の振替制度

一 商法の不発行制度との関係等

(1) 新株予約権

第一の一の(1)により新株予約権証券を発行しない旨の定款の定めをした会社は、新株予約権の発行決議において、当該新株予約権について振替制度を利用するかどうかを定めなければならないものとする。

(2) 新株引受権・新株予約権付社債

新株発行又は新株予約権付社債の発行の決議においては、新株引受権又は新株予約権付社債について振替制度を利用することを定めることができるものとともに、この定めをした場合には、新株引受権証書又は債券を発行することができないものとする。

(注) この試案に基づく改正法の施行日において発行済の新株予約権付社債については、社振法附則第十条（振替社債の特例）と同様の経過措置を設け、社債権者の申出によりペーパーレス化して振替制度を利用する新株予約権付社債とみなすことができる旨の制度を整備するものとする。

「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」とそれに対する意見

二 権利の帰属等

- (1) 第二の一から七まで(三(1)、(2)、(4)、(5)及び(8)を除く。)は、振替制度を利用する新株引受権、新株予約権及び新株予約権付社債(以下「振替新株引受権等」という。)に準用するものとする。この場合において、第二の三(3)中「設立後又は(2)の一定の日後」とあるのは、新株引受権については「発行日後」、新株予約権については「払込期日(無償で新株予約権を発行する場合には、その発行日)後」と読み替えるものとする。

- (2) 振替制度を利用する新株予約権又は新株予約権付社債の申込人は、新株予約権申込証の用紙又は新株予約権付社債申込証の用紙に、振替を行うための口座を記載しなければならぬものとする。

三 新株引受権、新株予約権の行使方法

- (1) 振替新株引受権等を有する加入者は、その直近上位機関に対して、振替新株引受権等について、振替制度利用会社の口座への振替の申請をするとともに、当該直近上位機関への申出により、振替機関に対して、新株引受権又は新株予約権を行使する旨を振替制度利用会社に通知することを請求することができるものとする。

- (2) 新株引受権又は新株予約権の行使により株式が発行され

た場合には、振替制度利用会社は、当該株式(新株予約権が行使されたときに消滅しない社債があった場合は、当該株式及び当該社債)について、新株引受権又は新株予約権を行使した者の口座への新規記載手続を行うものとする。

四 その他

その他新株引受権、新株予約権及び新株予約権付社債の振替制度の創設について、所要の規定を整備するものとする。

第二編 電子公告制度

(前注) この試案は、官報について、現在の紙による発行に加え、紙と同一内容が、同時に、印刷局の官報ホームページ上に、公的な真正性の保障を施したものとして掲載され(当該掲載されたものを以下「電子官報」という。)、かつ、法令上の「官報」が、紙のものと同電子官報の双方を意味することになることを前提とするものである。したがって、以下において、「官報」概念は、電子官報を含むものとして使用する。

第一 株式会社についての電子公告制度の導入

一 株式会社（以下、第一から第三までにおいて、「会社」という。）の公告は、官報・日刊新聞紙に掲げる方法によるほか、電磁的方法（インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用することにより、不特定多数の者が公告に係る情報の提供を受けることができる方法のうち、官報以外のものを用いる。以下同じ。）により行うこともできるものとする。

二 電磁的方法による公告（以下「電子公告」という。）は、当該公告内容を次に掲げる期間、当該電子公告のためのインターネットホームページ（以下「公告ホームページ」という。）に掲載することにより行うものとする。

(1) 公告中に記載された期間内に債権者や株主等が異議申立てや株券提出等の行為をすることができるとされている公告については、当該期間。

(2) 貸借対照表（商法特例上の大会社にあつては、貸借対照表及び損益計算書。以下「貸借対照表等」という。）については、五年間。

(3) (1)及び(2)に掲げる公告以外の公告については、一か月間。
三 二にかかわらず、当該公告の内容が公告ホームページに掲載されなかった時間が合計で二十四時間に満たない場合において、会社が、当該公告内容が掲載されなかったことを知っ

「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」とそれに対する意見

た後速やかにその旨を公告したときは、当該掲載されなかった事實は、公告の効力に影響を及ぼさないものとする。ただし、当該公告内容が掲載されなかったことについて、会社に故意又は重過失があるときは、この限りでないものとする。

四 電子公告を公告の方法とする会社は、定款で、その旨を定めなければならないものとする。

五 電子公告を公告の方法とする会社は、公告ホームページのアドレスを登記しなければならないものとする。

六 電子公告を行おうとする会社は、当該公告の開始前に、証明機関に対し、当該公告の内容が当該公告の期間中、公告ホームページに掲載されていることに関する証明を申請しなければならないものとする。

(注) 具体的にいかなる者を証明機関とするかについては、証明機関が発行する証明書が、登記申請の添付資料になるほか、電子公告が適法に行われたかどうかに関する極めて重要な証拠となるものであることから、証明機関が正当な理由なく調査申請の受理を拒否したり、調査結果について不正な証明を行つたりすることがないこと等、証明機関の公正さが法的に担保されることが必要であることに配慮しつつ、なお検討する。

七 六の申請を受けた証明機関は、当該公告の期間中、当該公告の内容が公告ホームページに掲載されているかどうかを調

査し、その結果を証明しなければならぬものとする。

(注) 調査の頻度については、なお検討する。

八 証明機関が、七による調査を行ったすべての日時において、当該公告の内容が公告ホームページに掲載されていた旨の証明をした場合には、当該公告の内容が当該公告の期間中、継続的に掲載されていたものと推定するものとする。

(注) 電子公告については、官報・日刊新聞紙による公告とは異なり、各会社の公告ホームページに個別にアクセスしなければ公告の存否・内容を確認することができないことから、この問題点を解消するため、法務省等において公告リンク集ホームページを開設する方向で、なお検討する。

第二 貸借対照表等の公開の方法の見直し

一 電子公告を公告の方法とする会社が貸借対照表等の公告をする場合には、第一の六にかかわらず、証明機関に対する証明の申請をすることを要しないものとする。

二 電子公告を公告の方法とする会社による貸借対照表等の公告については、要旨の公告をすることはできない(貸借対照表等の全文を公告しなければならない。)ものとする。

三 電子公告を公告の方法としない会社(官報・日刊新聞紙を公告の方法とする会社)は、現行法におけるのと同様に、貸

借対照表等の公開を、電磁的公示の方法によって行うことができるものとする。

(注) 電子公告を公告の方法とする会社についても、貸借対照表等の公開を電磁的公示の方法によって行うことを認めることに必要性和合理性があるかどうかについて、なお検討する。

第三 株式会社の各種債権者保護手続における個別催告の省略等

(I案)

一 合併、会社分割(吸収分割における承継会社がする債権者保護手続の場合に限る。)及び資本減少・準備金減少における債権者保護手続については、官報公告のみを行えば足りる(個別催告は廃止する。)ものとする。

二 会社分割における分割会社がする債権者保護手続については、官報公告に加えて、日刊新聞紙による公告又は電子公告をも行った場合には、個別催告をすることを要しないものとする。

(II案)

合併、資本減少・準備金減少及び会社分割における債権者保護手続について、その種類を問わず、官報公告に加えて、

日刊新聞紙による公告又は電子公告をも行った場合には、個別催告をすることを要しないものとする。

(Ⅲ案)

一 合併、会社分割（吸収分割における承継会社とする債権者保護手続の場合に限る。）及び資本減少・準備金減少における債権者保護手続については、官報公告に加えて、日刊新聞紙による公告又は電子公告をも行った場合には、個別催告をすることを要しないものとする。

二 会社分割における分割会社とする債権者保護手続については、会社が公告ホームページに電子メールアドレス登録欄を設けて、当該ホームページを閲覧した債権者が随時アドレスの登録をすることができるようにした場合には、官報公告及び電子公告をするほか、当該アドレス登録をした債権者に対し、当該登録に係る電子メールアドレスに宛てた電子メールの送信による個別催告をすれば足りるものとする。ただし、当該電子メールアドレス登録欄を設けた後一年以上が経過した場合に限るものとする。

第四 有限会社の各種債権者保護手続における個別

催告の省略等

第三と同じ取扱いをするものとする。

「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」とそれに対する意見

五五（五五）

第五 合名会社・合資会社の合併の際の債権者保護

手続における個別催告の省略等

(A案)

合名会社・合資会社の合併のうち、合併後に無限責任社員がいなくなる場合の債権者保護手続については個別催告の省略は認めないものとし、それ以外の場合については、株式会社の合併における債権者保護手続と同じ取扱いをするものとする。

(B案)

合名会社・合資会社の合併のうち、合併後に無限責任社員がいなくなる場合の債権者保護手続については、株式会社の会社分割における分割会社とする債権者保護手続と同じ取扱いをするものとし、それ以外の場合については、株式会社の合併における債権者保護手続と同じ取扱いをするものとする。